

## 1 健康日本21 あいち計画評価推進事業

### 1 背景及び経緯

人口の高齢化が急速に進み、介護を要する高齢者が増加しており、深刻な社会問題となっている。この要介護状態になる原因として、がん、心疾患、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が大きく関わっており、国民一人ひとりが生活習慣を改善し、健康づくりに努めることが求められるようになった。

このため、国は、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を築くため、平成12年3月に「健康日本21」を策定した。

本県でも、すべての県民が生涯を通じて健康でいきいきと過ごす活力ある長寿あいちの実現を目指し平成13年3月に都道府県計画である「健康日本21 あいち計画」（以下「あいち計画」という。）を策定し、現在平成22年度の目標達成に向けた取組を推進しているところである。

本計画は、10年計画であり、最終年度である平成22年度に最終評価を行い、今後の推進方策の見直しを行う。

### 2 根拠法令

健康増進法第8条第1項の規定により、都道府県健康増進計画の策定について義務

\*「健康増進法第8条第1項 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。」

### 3 事業の概要

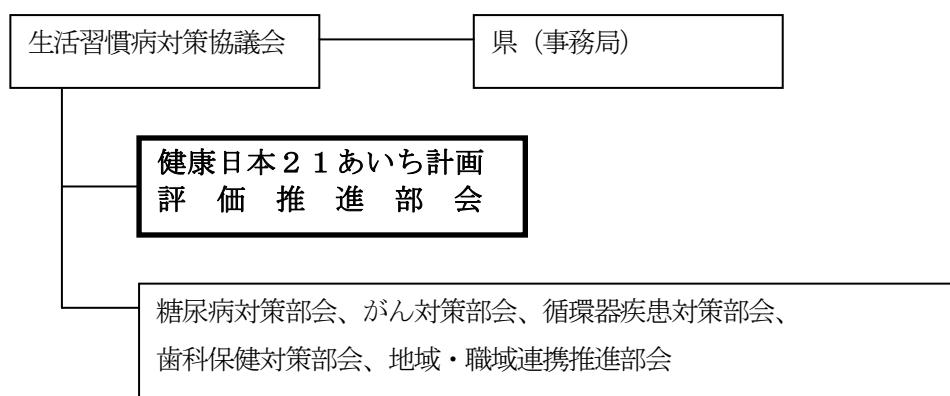
#### (1) 健康日本21 あいち計画評価推進部会の開催 年3回

学識経験者、あいち計画を推進する実務者及び医療保険者代表等の構成員により、「あいち計画」の評価及び推進方策について検討するための部会を開催する。

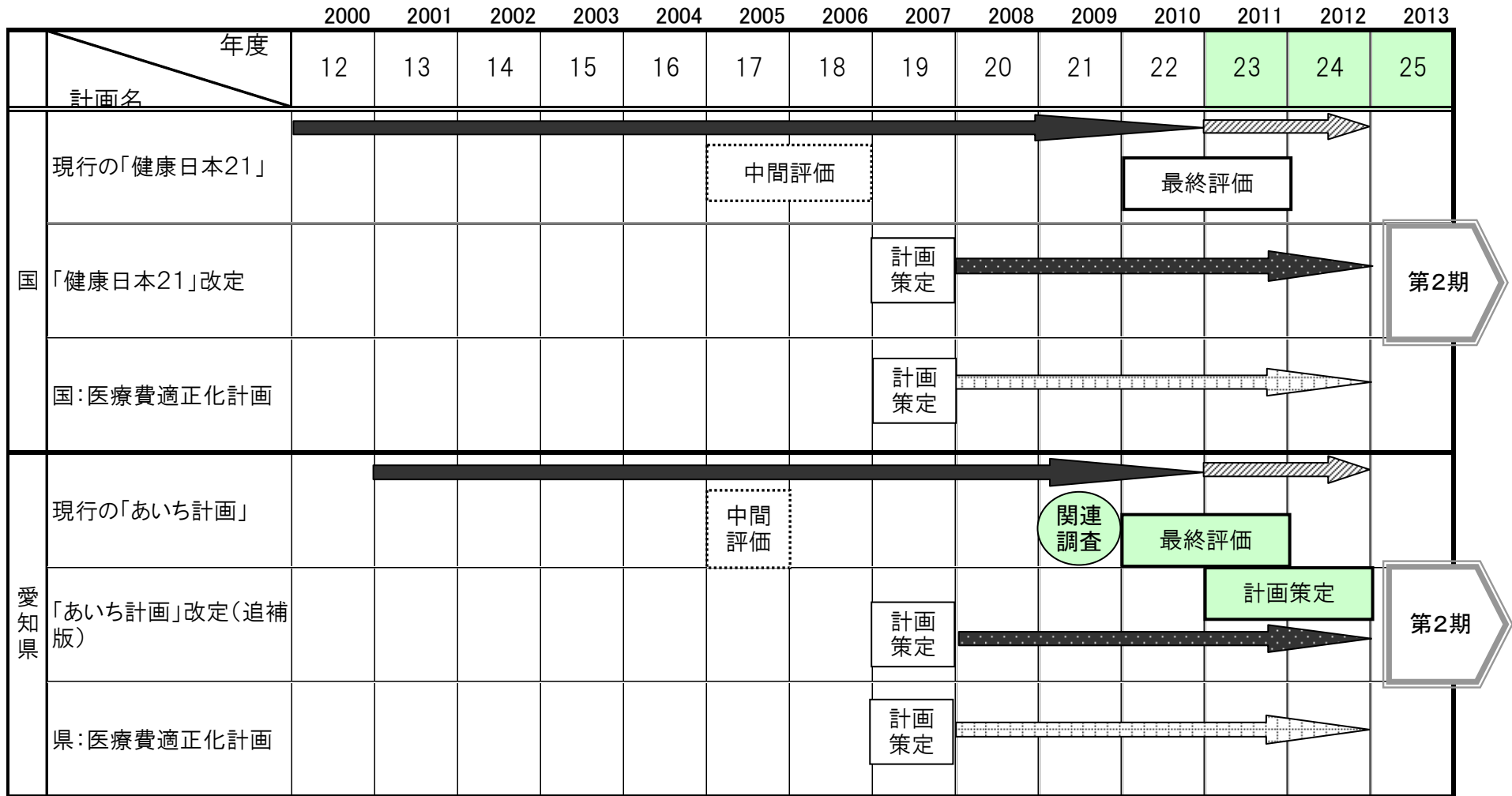
#### (2) 報告書の作成

評価推進部会で最終評価の結果を報告書としてまとめる。

### 4 健康日本21 あいち計画評価推進部会の位置づけ



# 健康日本21あいち計画の評価と推進



\* 現行目標により運動推進

